

医療放射線の適正管理はできていますか？

6か月ごとにサーベイメータでX線漏洩検査が必要です

医療法施行規則によるX線機器の適正使用についての留意事項

1. 安全管理責任者の配置（歯科医師が責任者となる）
2. 指針の策定（2020年に本会にて作成，配布済み）
3. 職員研修の実施（年1回以上）
4. 漏洩検査の実施（6か月に1回）

以上の4項目については立ち入り検査の際に提示が求められます。

『漏洩検査は業者に依頼しなくても個人で実施できます』

岡山県歯科医師会のサーベイメータ貸出について

【保管場所】

岡山県歯科医師会事務局にサーベイメータは3台保管しています。その他に地区歯科医師会で購入しているところもありますので，所属の地区歯科医師会にもお問い合わせ下さい。

【利用方法】

- 1) 使用希望日を本会事務局まで電話等で（086-224-1255）お申し込み下さい。
（貸出期間は一週間）その際，会員氏名，貸出希望日，返却予定日をお知らせ下さい。
- 2) 使用に際しては，貸出しの際にお渡しします『サーベイメータの利用法』を必ずお読み下さい。
また説明用のDVDも用意していますので合わせてご活用下さい。
- 3) 測定後，測定値を“医療安全管理必携”の放射線漏洩線量測定記録用紙に記入して下さい。
測定記録用紙は5年間保存する必要があります。
- 4) サーベイメータは精密機械で高価です。ご使用の際には破損等のないよう十分ご注意下さい。

【サーベイメータの使用法】

- ・ X線診療室の画壁の外側6面と鉛ガラス窓，鉛ガラス窓枠，ドア（開閉部，蝶番部）などを測定します。
- ・ サーベイメータを画壁から10cm以内を目安にし，床から1mの高さで壁面に対して垂直に向けて測定する。（階上からは下に，階下からは上に向ける）
- ・ 照射筒は測定点の方向に向ける。
- ・ 各ポイントに移動しながら，20秒～30秒間隔で3回照射し測定する。
- ・ 測定値は3回の合計値が表示されますので，平均値を求める。